

第1章

ビジョンの策定にあたって

第1章 ビジョンの策定にあたって

第1節 ビジョン策定の目的

本市においては、平成21年（2009年）4月に、産業振興に関する基本理念や施策の方針を定めた「吹田市産業振興条例」（以下「産業振興条例」という。）が施行された。産業振興条例は、商工業の振興を含めた全ての産業振興施策を推進するうえでの指針となり、産業振興条例の施行以降、本市においては、その理念について、市内外への周知を図るとともに、行政、市民、事業者及び経済団体等が連携して商工振興施策に具体化していくための活動が進められてきた。

その一方で、総合計画に基づく商工振興施策を推進するための個別計画として、平成7年（1995年）3月に策定された「吹田市商工振興ビジョン」の改訂版である、「吹田市新商工振興ビジョン」（以下「旧ビジョン」という。）が、平成18年（2006年）3月に策定されている。この旧ビジョンは、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間を計画期間として、吹田市第3次総合計画の下、策定当時の本市の商工業を取り巻く環境を踏まえ、市民、商工業者及び行政が協働して推進する「まちづくり」のため、本市の商工業の目指すべき方向を示すものであった。

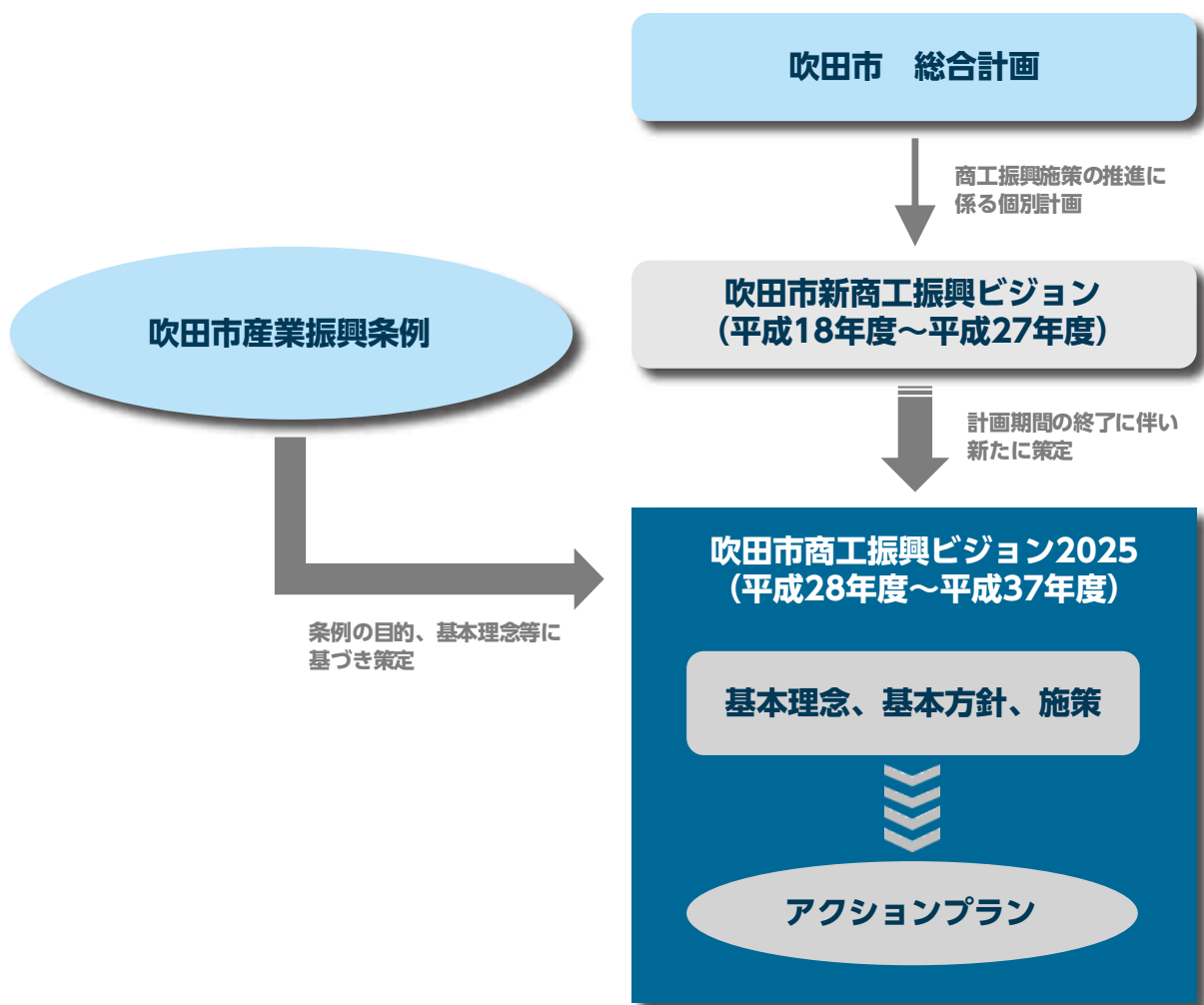
旧ビジョンの策定後、本市においてはこれまでに様々な商工振興施策が実施されており、それぞれの施策において一定の成果を上げてきたことは事実である。しかし、産業振興条例の制定後は、旧ビジョンと産業振興条例との関係性やそれぞれの位置付けが整理されず、商工振興施策における指針が必ずしも明確でないまま個々の施策が進められてきた状況があり、特に旧ビジョンについては、実務において十分に活用されてきたとは言い難い。そういった背景を踏まえ、旧ビジョンの計画期間が終了し、産業振興条例の施行から7年が経過した現在、改めて本市の商工振興施策を推進するための指針を明確化することが求められている。

以上のことから、産業振興条例の目的及び基本理念の更なる具体化を進めるため、本市における経済状況や事業所実態等の現状を踏まえ、平成37年度（2025年度）までの今後10年間における本市の商工振興施策の方向性と推進のあり方を示すことを目的として、ここに「吹田市商工振興ビジョン2025」を策定するものである。

第2節 ビジョンの位置付け及び計画期間

(1) ビジョンの位置付け

本ビジョンは、旧ビジョンと同様に、本市の最上位計画である「総合計画」の下に位置付けられるものであり、本市の産業振興に関する目的や基本理念等を定めた産業振興条例の考え方に基づき、基本理念、基本方針、施策及びアクションプランを定めることにより、本市の商工振興施策を推進するための、より実効性のある個別計画として活用を行うものである。



(2) ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とし、5年目の平成32年度（2020年度）に中間見直しを実施する。

また、第5章で示すアクションプランについては、今回、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間を計画期間とする前期アクションプランを策定し、本ビジョンの中間見直しを行う平成32年度（2020年度）に改めて、平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）までの5年間を計画期間とする後期アクションプランの策定を行う。

